



船舶代理店の皆様へ

平成31年1月7日以降

日本から出国する方を対象に
国際観光旅客税が導入されます

1 「国際観光旅客税」の概要

観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための恒久的な財源を確保するために、「国際観光旅客税」が創設されました。

「国際観光旅客税」は、原則として、船舶又は航空会社（特別徴収義務者）が、チケット代金に上乗せする等の方法で、日本から出国する旅客（国際観光旅客等）から徴収（出国1回につき1,000円）し、これを国に納付するものです。

○概要

納税義務者	船舶又は航空機により日本から出国する旅客（国際観光旅客等）
税率	出国1回につき1000円
導入時期	平成31年1月7日

○非課税等

課税されない者	判定
① 船舶又は航空機の乗員 ② 強制退去者等 ③ 政府専用機等により出国する者 ④ 出国後、天候その他やむを得ない理由により外国に寄港することなく帰ってきた者	不課税
⑤ 航空機の乗継旅客（入国後24時間以内に出国する者） ⑥ 天候その他やむを得ない理由により本邦に寄港した国際船舶等に乗船していた者 ⑦ 2歳未満の者	非課税
⑧ 日本に派遣された外交官、領事官等（公用の場合に限る） ⑨ 国賓その他これに準ずる者 ⑩ 合衆国軍隊の構成員及び国連軍の構成員等（公用の場合に限る） (注) ⑧、⑨は相互主義による。	免税

○ 外国貿易船等に乗船している旅客について

「国際観光旅客等」とは、国際船舶等により本邦から出国する観光旅客その他の者(※)であって、
・出入国管理及び難民認定法第25条第1項又は第60条第1項の規定による出国の確認を受けて本邦から出国する者（国際観光旅客税法第2条）

とされており、外国貿易船等に乗船している旅客については、出入国管理及び難民認定法の出国の確認を受けない場合には課税の対象とはなりません。なお、本邦に上陸しなかった場合でも、出入国管理及び難民認定法の出国の確認を受ける場合には課税の対象となりますのでご留意ください。

※ 「観光旅客その他の者」には、観光旅客のほか、例えば、ビジネス、公務、就業、留学、医療などの目的で出国する者も含まれます。

2 国際観光旅客等による税関への納付

国際旅客運送事業者である船会社が運航する船舶等を利用せずに本邦から出国する場合（外国貿易船等に乗船して出国する場合）には、本邦からの出国のため国際船舶等に乗船する時までに、納税地を所轄する税関へ「国際観光旅客税」を納付しなければなりません。（国際観光旅客税法第18条）

3 国際観光旅客税の税関への納付方法

国際観光旅客等による納付について、船舶代理店に入出港手続きと併せて、国際観光旅客税を取りまとめて納付していただくこととなります。納付の際には、国際観光旅客等をとりまとめた国際観光旅客氏名表若しくは旅客名簿（税関様式C-第2050号）又は旅客氏名表（税関様式C-第2055号）に非課税等の理由を追記したもの（以下、国際観光旅客氏名表等）の提出が求められます。

納付方法については、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）によるマルチペイメントを利用した納付又は税関の窓口において払い出される納付書による税関の窓口、銀行の窓口又は郵便局の貯金窓口での納付が可能です。納付方法の詳細につきましては、リーフレット「国際観光旅客等による税関への納付について」に記載しております。

4 納税地

国際旅客運送事業者である船会社が運航する船舶等を利用せずに本邦から出国する場合の「国際観光旅客税」の納税地については、本邦から出国する出入国港の所在地となります。なお、税関長へ申出を行い税関長の指定を受けた場合は、その場所が納税地となります。（国際観光旅客税法第14条）

納付書による銀行窓口等での納付の場合には、納付書（税関様式C-第1010号）又は国際観光旅客氏名表等の余白に「納税地特例」を希望する旨記載のうえ提出することとし、税関が納付書又は国際観光旅客氏名表等を受理したことをもって指定を受けたこととなります。

《「国際観光旅客税」に関するお問合せ先》

○ 最寄りもしくは納税地を所轄する税関にご連絡ください。税関の連絡先は税関ホームページ（www.customs.go.jp）でご案内しています。

「国際観光旅客税」についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に掲載されている「国際観光旅客税に関するQ&A」等をご覧ください。